

かりや南居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人光慈会が開設するかりや南居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 かりや南居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 刈谷市小垣江町新庄 33 番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤で介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 3 名（常勤で うち 1 名は管理者を兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内又は利用者自宅
- (2) 使用する課題分析票の種類 愛介連版アセスメントシート、居宅サービス計画ガイドライン
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内その他必要と認められる場所
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回

(5) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 実施地域を越えてから、片道 5 km未満 250 円

(2) 実施地域を越えてから、片道 5 km以上で 1 km又はその端数を増すごとに 100 円を加算する

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（事業実施地域）

第 7 条 事業の実施地域は刈谷市全域（但し井ヶ谷町、西境町、東境町、今川町、今岡町、一里山町、一ツ木町は除く）高浜市実施地域（呉竹町、春日町、八幡町、小池町、屋敷町、沢渡町、湯山町）とする。

（苦情処理）

第 8 条 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施して改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険連合会への申し立てに関して、利用者に対し、必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（事故発生時の対応）

第 9 条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（個人情報の保護）

第 10 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止のための措置）

第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関行するとともに、その結果について、職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

3. 事業所において、職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
4. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営についての留意事項）

第12条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

また研修受講後は記録を作成し、研修機関等を実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 虐待防止に関する研修 年1回
 - (2) 権利擁護に関する研修 年1回
 - (3) 認知症ケアに関する研修 年1回
 - (4) 介護予防に関する研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含めるものとする。
 - 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人光慈会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成19年10月1日から施行する。
この規定は、平成23年12月1日から改定する。
この規定は、平成26年4月1日から改定する。
この規定は、平成26年6月1日から改定する。
この規定は、平成27年4月1日から改定する。
この規定は、平成27年7月1日から改定する。
この規定は、平成28年1月10日から改定する。
この規定は、平成28年4月1日から改定する。
この規定は、平成28年9月11日から改定する。
この規定は、平成29年2月16日から改定する。
この規定は、平成29年4月11日から改定する。
この規定は、平成30年3月11日から改定する。
この規定は、平成30年4月1日から改定する。
この規定は、令和1年5月1日から改定する。
この規定は、令和3年1月1日から改定する。
この規定は、令和3年7月1日から改定する。
この規定は、令和4年11月1日から改定する。
この規定は、令和6年1月1日から改定する。
この規定は、令和7年4月1日から改定する。